

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 30 年 4 月 23 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701103 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800005 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社。以下「後継事業所」という。) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 1 月から平成 10 年 11 月までのうちの約 1 年間

私は、平成 7 年 8 月 1 日から同年 9 月 11 日までの期間、及び平成 9 年 1 月から平成 10 年 11 月までの期間のうちの約 1 年間において、A 社で調理師として勤務していた。しかし、2 回目に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の請求期間当時の社会保険事務担当者は、請求者の勤務期間は憶えていないが、総務部長が請求者を再雇用したことは憶えている旨陳述していることから、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間のうち一部期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社を吸収合併した後継事業所は、合併前の資料はない旨回答しており、A 社の請求期間当時の事業主も資料を保有していない上、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記社会保険事務担当者は、請求者の雇用契約は総務部長が担当しており、総務部長から請求者は社会保険に加入させなくて良いと言われていたと思うと陳述しているところ、オンライン記録によると、当該総務部長は既に亡くなっていることから、請求者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者は、給与明細書に厚生年金保険料控除額は記載されていなかった旨陳述しているところ、請求期間に A 社に係る被保険者記録のある同僚の一人は、給与明細書に厚生年金保険料控除額が記載されていた旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間に国民健康保険に加入していたと陳述している上、オンライン記録により、請求期間を含む平成 8 年 9 月 15 日から平成 11 年 5 月 11 日までの期間は、国民

年金の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。